

公安委員会と道路管理者との意見聴取の取扱いについて（通達）

昭和48年 1月26日
広交企第156号警察本部長

改正 昭和50年 2月広務第234号
昭和58年 5月広交企第294号

昭和53年 4月広務第654号

各部長・参事官
各所属長

公安委員会（権限を委任された警察署長を含む。）が特定の交通規制を行なおうとするときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条の2の規定により当該交通規制の適用される道路の管理者の意見をきくこととされ、また、道路管理者が通行の禁止等を行なおうとするときは、道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2の規定により当該地域を管轄する公安委員会の意見をきくこととされている。

この制度の円滑な実施を図るため、このたび、この意見聴取事務の取扱い方法が公安委員会と道路管理者との間で別添1および別添2のとおり取り決められ、昭和48年2月1日から実施されることとなった。

この取り決めの運用上の留意事項は次のとおりであるから、部下職員に周知徹底させるとともに、道路管理者との連絡をいつそう密にし、適正な運用に努められたい。

記

第1 公安委員会が道路管理者の意見を聴く場合

1 意見の聴取を要する交通規制

この取決めが適用される交通規制は、道路交通法第110条の2第3項に規定されている事項に限り、他の交通規制で意見聴取又は協議をすることが規定されているものについては、別途、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）において文書により手続をとるものとする。

2 意見聴取の方法

- (1) 文書による場合は、交通規制の上申に基づいて交通規制課において行うが、あらかじめ警察署長（高速自動車国道に係るものにあつては、交通部高速道路交通警察隊長。以下「警察署長等」という。）において、口頭で道路管理者と意見の調整をして、その内容を交通規制上申書の備考欄に記入しておくこと。
- (2) 交通規制説明会に出席を求め直接意見を聴く場合は、当該交通規制を上申するとき、その状況を明らかにした書面を添付すること。
- (3) 電話又は口頭による場合は、警察署長等が道路管理者に対して行い、別記様式の照会簿を設けてその内容等を記録してその状況を明らかにするとともに、交通規制上申書又は横断歩道上申書の備考欄に道路管理者の意見を記入しておくこと。
- (4) 警察署長等の権限により当該交通規制を行う場合も上記に準じて取り扱うこと。

第2 道路管理者が公安委員会の意見を聴く場合

1 意見の聴取をしてくるもの

道路管理者が公安委員会の意見を聴いてくるものは、道路法第95条の2に規定されている事項に限るものとする。

2 意見聴取の方法

- (1) 文書による場合は、意見照会書に必要図面を添付して、道路管理者から当該地域を管轄する警察署長等を経由して公安委員会になされるので、これ

を受理した警察署長等は実態を調査し、その状況及び意見を付して速やかに警察本部長に關係書類を送付すること。

(2) 電話又は口頭による場合は、警察署長等は別記様式の照会簿にその内容を記録し、意見を付して速やかに電話で警察本部長にその旨を報告すること。

(3) 公安委員会が道路管理者に対して意見を述べるときも警察署長等を経由して行うので關係簿冊にその内容を記録して速やかに回答すること。

第3 その他

この取り決めにない事項であつても、道路管理者とは常に密接な連絡を保ち、道路の交通に影響を及ぼすと考えられるものについては、必要に応じ意見または資料等の交換を行なうこと。

別記様式

公安委員会と道路管理者との意見照会簿

<input type="checkbox"/> 電話	決 裁 者				
<input type="checkbox"/> 口頭					
受信者			発信者		
管理者照会	年	月	日	時	分
本部報告	年	月	日	時	分
本部回答	年	月	日	時	分
管理者回答	年	月	日	時	分
照 会 事 項					
1 照会の種別					
2 場 所					
3 道路種別および路線名					
4 実施時期					
5 その他参考事項（警察署長等の意見）					
回 答					

別添 1

道路交通法第110条の2第3項の規定に基づき広島県公安委員会が道路管理者の意見をきく場合の取扱いについて

広島県公安委員会が道路交通法第110条の2第3項の規定に基づき道路管理者の意見をきく場合の取扱いは、次により行なうものとする。

第1 意見聴取の方法

意見聴取の方法は、別表のとおり交通規制の種別によつて電話または口頭によるもの、文書によるものおよび交通規制説明会等に出席を求めて直接意見をきくものに分けるものとする。

第2 意見聴取のときの窓口

交通規制種別ごとの意見聴取のときの窓口は、別表に定めるとおりとする。

第3 その他

- 1 交通規制を行なうときの道路管理者の意見聴取の重要性にかんがみ、電話または口頭によつて行なわれた意見聴取については、意見を照会した事項および意見の内容を記録しておくものとする。
- 2 この対象となつていない交通規制を行なう場合でも相互に密接な連絡を保ち、必要に応じて意見の交換、資料の提供等を行なうものとする。
- 3 この事務の円滑な処理を図るため、年度当初連絡会議等打ち合わせの機会を設けるよう努めるものとする。

別表

交通規制種別ごとの意見聴取の方法と窓口

- 1 警察本部交通部長において文書により行うもの
 - ・歩行者の横断禁止場所の指定
 - ・車道を区画する道路標示の設置
 - ・路側帯の設置
 - ・車両通行帯の設置
 - ・道路の中央の指定
 - ・普通自動車の歩道通行の指定
- 2 交通規制説明会に出席を求めて行うもの
 - ・通行の禁止
- 3 警察署長等を経由して電話又は口頭により行うもの
 - ・通行の禁止（交通規制説明会を開催しないもの）
 - ・横断歩道の設置
 - ・自転車横断帯の設置
 - ・普通自転車の交差点進入禁止の指定
 - ・急こう配の曲り角付近の通行方法の指定
 - ・車両の通行の用に供しない部分の設置
 - ・最高速度の指定
 - ・最低速度の指定

別添 2

「道路法第95条の2第1項の規定に基づき道路管理者が県公安委員会の意見をきく場合の取扱いについて」

道路管理者が道路法第95条の2第1項の規定に基づき、県公安委員会の意見をきく場合の取扱いは、次により行なうものとする。

第1 意見をきく項目および区分

別表1に掲げるものについては、原則としてあらかじめ個別に意見をきくものとする。

- 2 別表2に掲げるものは一括して意見をきくことができる。ただし、意見をきいた後、変更する必要が生じたときは、あらためて理由を付して意見をきかなければならない。
- 3 道路の破損等により交通が危険であり、緊急に道路の通行を禁止し、または制限を行なったときは、事後において、すみやかにその内容および理由を通知しなければならない。

第2 意見を聴く方法

- 1 別表1に掲げるものについては、別記様式第1の意見照会書に必要図面を添付の上、当該地域を管轄する警察署長等を経由して県公安委員会の意見を聴くものとする。ただし、軽易なものについては意見照会書などを省略することができる。
- 2 別表2に掲げるものについては、意見照会書などを省略して、当該地域を管轄する警察署長等を経由して県公安委員会の意見を聴くものとする。

第3 意見をきくことを省略できるもの

意見をきくことを省略できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 既に設置されている車道中央線の更新
- (2) 既に設置されている車道外側線（歩道の設けられていない道路または道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。以下同じ。）の更新。ただし、路肩の幅員（車道外側線の中心から路端までの幅をいう。以下同じ。）が0.5メートル未満の場合を除く。

第4 その他

この取扱いに定めのない事項であつても、道路の交通に著しく影響を及ぼすと考えられるものは、そのつど必要に応じて、意見または資料の交換を行なうよう努めるものとする。

別表1

該当条文	意見を聴く項目
道路法 第45条第1項	区画線（道路表示とみなされる車道中央線及び車道外側線に限る。以下同じ。）のうち車道外側線を設ける場合において、路肩の幅員が0.5メートル未満となる時
道路法 第46条第1項若しくは第3項又は第47条第3項	通行を禁止し、又は制限を行う場合
道路法施行令 第38条の2	1 突角の切取りの場合 2 交通島を設置する場合 位置及び構造の変更（廃止を含む。）を含む。 3 中央帯又は植樹帯を設置する場合 位置及び構造の変更（廃止を含む。）を含む。
その他	1 既存の交差点への道路の連結で、道路の交通に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの

	2 横断歩道橋を設ける場合 3 道路の交差点附近におけるバスベイの設置を行おうとする場合
--	---

別表 2

該当条文	意見を聴く項目
道路法 第45条第1項	区画線（別表1に掲げるものを除く。）を設ける場合
道路法施行令 第38条の2	1 車道の幅員の変更（副道の設置を含む。）を行う場合で、次に掲げるもの イ 道路構造令第38条第2項の規定により、同令の規定による基準によらないことができるもの ロ 交通量の多い道路におけるもので、交通島を設けないもの又は突角の切取りを行わないもの 2 歩道の幅員を変更する場合で、次に掲げるもの 道路構造令第38条第2項の規定により、同令の規定による基準によらないことができるもの

別記様式第1

「道路法第95条の2第1項の規定に基づき道路管理者が県公安委員会の意見をきく場合の取扱いについて」の事務手続等について

（県公安委員会の意見をきく者）

第1 道路法第95条の2の規定に基づき、県公安委員会の意見をきく道路管理者は、中国地方建設局処務細則第17条の2第20号により所轄工事事務所長（広島県地方機関の長に対する事務委任規則第17条第2号の規定により所轄土木（建築）事務所長）が専決するものとする。

（道路の通行禁止等の通知）

第2 道路法第95条の2第1項の規定に基づく県公安委員会の意見をきく場合の取扱いについて（以下「取扱い」という。）第1第3項に定める緊急に道路の通行を禁止し、または制限を行なう必要があり、道路管理者が県公安委員会の意見をきくいとまのない場合において道路管理者が事後に県公安委員会にその内容および理由を通知するときは、すみやかに電話または口頭により行なうものとする。

（意見をきく場合の様式等）

第3 「取扱い」第2第1項に基づき意見をきくときは別記様式第1による意見照会書（3部）に必要図面（位置図5万分の1）および詳細図等を添付のうえ、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうものとする。

2 「取扱い」第2第1項但し書および第2項に基づき意見をきくときは、原則として電話または口答により行なうものとする。

この場合において、意見を照会した事項および意見の内容を記録するものとする。

第4 この事務の円滑な処理をはかるため、年度当初連絡協議会等打ち合わせの機会を設けるよう努めるものとする。